

特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕

「アミカの郷北浦和」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、ALSOK介護株式会社（以下「事業者」という。）が開設する「アミカの郷北浦和」（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「お客様」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、お客様の意思及び人格を尊重して、常にお客様の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 施設の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

3 施設の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 アミカの郷北浦和
- （2）所在地 埼玉県さいたま市緑区三室 1624-1
- （3）定員 43人
- （4）居室数 43室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）生活相談員 1人以上

生活相談員は、お客様又はその御家族からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- （3）看護職員 3人以上

看護職員は、お客様の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- （4）介護職員 16人以上

介護職員は、お客様の心身の状況に応じ、お客様の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

- （5）機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1人以上

計画作成担当者は、(介護予防)特定施設サービス計画を作成し、お客様の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(7) 栄養士 0人(委託業者)

栄養士は、給食の献立の作成、お客様の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(8) 調理員 0人(委託業者)

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(9) 事務職員 1人

事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話

(2) 機能訓練及び療養上の世話

(3) 入浴介護が必要なお客様については、週2回のサービス提供を標準とする

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の割合とする。

2 その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 家賃：料金は重要事項説明書の料金表のとおりとする

(2) 管理費(水道光熱費含む)：料金は重要事項説明書の料金表のとおりとする

(3) 食費：料金は重要事項説明書の料金表のとおりとする

(4) その他のサービス利用料：料金は重要事項説明書の料金表のとおりとする

(5) 有料サービス：

＜介護サービス＞		
おむつ代・廃棄料	実費	
入浴(一般浴) 介助・清拭	3300円/回	週3回以上の場合
特浴介助	3300円/回	週3回以上の場合
通院介助	1650円/30分	提携外医療機関の場合
＜生活サービス＞		
居室清掃	3300円/回	週2回以上の場合
リネン交換	1650円/回	週2回以上の場合
日常の洗濯	1650円/回	週3回以上の場合
理美容師による理美容サービス	実費	料金は提携先による
医療費	実費	
その他日常生活費	実費	娯楽費、行事関係費、クリーニング等
買い物代行	1650円/30分	週2回以上の場合
役所手続き代行	1650円/30分	
＜入退院時・入院中のサービス＞		
移送サービス	1650円/30分	
入退院時の同行	1650円/30分	提携外医療機関の場合
入院中の洗濯物交換・買い物	1650円/30分	

※上記料金の30分以降は30分あたり1650円となります。

3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、お客様又はその御家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(衛生管理等、感染症対策)

第7条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 感染症の発生を防止する措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症の発生又はまん延しないための取り組みとして、以下の措置を講じるものとする。
 - 一 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
 - 二 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知します。
 - 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、お客様に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係るお客様からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時での体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得たお客様又はその御家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得たお客様又はその御家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、お客様及びその御家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得たお客様及びその御家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはお客様及びその御家族の了解を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 施設は、お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、お客様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き)

第15条 事業所は、サービス提供にあたっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下身体的拘束といいます。）を行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と入居者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。

- 一 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 二 身体拘束廃止委員会において、身体拘束を行わない方法を十分に検討した上で、入居者個々の心身の状況を勘案し、なお状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的・理由、時間、期間等を議事録に残し身体的拘束の手続きを行います。
- 三 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的・理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるよう努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」（以下、説明書といいます。）に記載します。また、入居者および身元引受人より説明書に署名または記名押印をいただきます。
- 四 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1ヶ月に1回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、ただちに解除します。
- 五 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、かつ介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

(高齢者虐待防止の推進)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。

- (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
- (2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (3) 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第17条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、介護付有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅登録済）「アミカの郷北浦和」の他の業務を行うことがある。

- 2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項で規定する政令で定める者等資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 4 施設は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は不適切な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(退去時の留意事項)

第 19 条 退去時において、入居契約書第 30 条及び第 31 条、第 33 条を参照するものとする。

附 則

この規程は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2023 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 10 月 1 日から施行する。

重 要 事 項 説 明 書

種類	個人／ 法人	
	名称	営利法人
名称	(ふりがな) あるそつくかいご かぶしきかいしゃ A L S O K介護株式会社	
主たる事務所の所在地	〒330-0856	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目 795 番地
連絡先	電話番号	048-631-3690
	F A X 番号	048-631-2110
	ホームページアドレス	なし
		あり : https://kaigo.alsok.co.jp
代表者	職名	代表取締役
	氏名	熊谷 敬
設立年月日	1998 年 1 月 14 日	
主な実施事業	※別添 1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) あみかのさときたうらわ アミカの郷北浦和	
所在地	〒336-0911	埼玉県さいたま市緑区三室 1624-1
主な利用交通手段	最寄駅	J R 京浜東北線「北浦和」駅
	交通手段と所要時間	「北浦和」駅東口東武バス 1 番乗り場より浦 31 系統乗車 9 分「西宿」バス停下車 徒歩 3 分 (約 240m) 【車利用の場合】 ・東京外環自動車道美女木ジャンクション川口西 ICC 出口より一般道へ国道 235、県道 1 号経由で 15 分弱 (約 6km) ・東京外環自動車道川口ジャンクション川口中央 IC 出口より一般道へみちなりを進み道合西交差点を左折県道 1 号経由で 15 分弱 (約 6km)
連絡先	電話番号	048-810-5110
	F A X 番号	048-762-8411
	ホームページアドレス	https://kaigo.alsok.co.jp
管理者	職名	ホーム長
	氏名	栗林 亜行
建物の竣工日		2014 年 5 月 26 日
有料老人ホーム事業の開始日		2020 年 10 月 1 日

(類型)【表示事項】

1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 3 住宅型 4 健康型		
1 又は 2 に 該当する場 合	介護保険事業者番号	1176518429
	指定した自治体名	さいたま市
	事業所の指定日	2020 年 10 月 1 日
	指定の更新日（直近）	年 月 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	1217.06 m ²					
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地					
		2 事業者が賃借する土地					
		抵当権の有無	1 ☒ あり 2 なし				
		契約期間	1 ☒ あり (2014年6月1日～ 2039年5月31日) 2 なし				
	契約の自動更新	1 ☒ あり 2 なし					
建物	延床面積	全体	1560.39 m ²				
		うち、老人ホーム部分	1560.39 m ²				
	耐火構造	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()					
	構造	1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()					
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物					
		2 事業者が賃借する建物					
		抵当権の設定	1 ☒ あり 2 なし				
		契約期間	1 ☒ あり (2014年6月1日～ 2039年5月31日) 2 なし				
		契約の自動更新	1 ☒ あり 2 なし				
	居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室				
			2 相部屋あり				
			最少	人部屋			
		最大	人部屋				
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※	
タイプ1		☒ 有／無	有／ ☒ 無	18.11 m ²	43	介護居室個室	
タイプ2		有／無	有／無	m ²			
タイプ3		有／無	有／無	m ²			
タイプ4		有／無	有／無	m ²			
タイプ5		有／無	有／無	m ²			
タイプ6		有／無	有／無	m ²			
タイプ7		有／無	有／無	m ²			
タイプ8		有／無	有／無	m ²			
タイプ9	有／無	有／無	m ²				
タイプ10	有／無	有／無	m ²				

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。				
共用施設	共用便所における便房	3ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0ヶ所
			うち車いす等の対応が可能な便房	3ヶ所
	共用浴室	2ヶ所	個室	2ヶ所
			大浴場	0ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	3ヶ所	チェアー浴	2ヶ所
			リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	1ヶ所
			その他（ ）	0ヶ所
食堂・機能訓練室	1 あり 2 なし (1F 食堂 72 m²、2F・3F 食堂 53 m²、機能訓練室 24 m²)			
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり 2 なし			
	エレベーター	1 あり (車椅子対応) 2 あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記1・2に該当しない) 4 なし		
消防用設備等	消火器	1 あり 2 なし		
	自動火災報知機	1 あり 2 なし		
	火災通報設備	1 あり 2 なし		
	スプリンクラー	1 あり 2 なし		
	防火管理者	1 あり 2 なし		
	防災計画	1 あり 2 なし		
その他				

(全体の方針)

(医療連携の内容)

医療支援

※ 複数選択可

- ☐ 救急車の手配
☐ 入退院の付き添い
☐ 通院介助
 4 その他（ ）

協力医療機関	1	名称	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川口
		住所	埼玉県川口市柳崎 4-8-33
		診療科目	内科、整形外科、皮膚科、精神科
		協力内容	・ 定期健診、予防注射、生活指導、健康相談等の健康管理サービス。 ・ 入居者に対する救急医療、入院支援。 ・ 必要に応じての往診。但し、訪問日時については入居者の必要に応じて、協議の上決定する。 ・ 入居判定、利用判定に関わる協力 ・ 入居者の健康管理に関する定期的な情報共有
協力歯科医療機関		名称	医療法人社団彩明会 大宮デンタルクリニック
		住所	埼玉県さいたま市北区植竹町 1-755-2 TKビル1階
		協力内容	入居者に対し、必要・希望に応じて、建物内（居室、健康管理室等）での歯科診療。
協力歯科医療機関		名称	医療法人社団高輪会 浦和歯科
		住所	埼玉県さいたま市南区別所 3-16-9 安藤ビル 102
		協力内容	入居者に対し、必要・希望に応じて、建物内（居室、健康管理室等）での歯科診療。

（入居に関する要件）

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり 2 なし
	要支援の者	1 あり 2 なし
	要介護の者	1 あり 2 なし
留意事項	常時医療的処置を要する方、暴力行為等で他の入居者に危害を及ぼす恐れのある方は、入居をお断りすることがあります。	
身元引受人の義務等	1. 入居者は、入居時に身元引受人を立てるものとする。 2. 本契約から生ずる入居者の事業者に対する債務につき極度額の範囲で連帯保証。 3. 入居契約終了時の入居者の所有物および身柄の引き取り。 4. 入居者の治療、入院に関する手配の協力。 5. 入居契約終了時に入居者が生存していない場合の、返還金を受け取るための銀行口座の指定。 6. 身元引受人には、入居者の利用料等の支払い状況や滞納金額・損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額に関する情報を事業者に請求できる権利があるため、事業者は請求があった場合は当該情報を遅滞なく提供する。 ※身元引受人が上記義務の履行が困難になった場合には、入居者は新たな身元引受人を選定し、事業所に通知する。※詳しい内容については、「入居契約書」該当条項を参照。※連帯保証極度額 340 万円	
契約の解除の内容	下記入居契約書の各条文に基づきます。 （契約の終了（入居契約書第 27 条）） 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。 一 入居者が死亡したとき 二 事業者が第 28 条に基づき解約を通告し、予告期間が満了したとき	

	三 入居者が第 29 条に基づき解約を行ったとき 四 天変地異その他事業者の責によらない不可抗力により目的施設の全部又は一部が滅失あるいは毀損して目的施設の使用が不可能になったとき 五 関係諸法令の規定、官公庁による行政上の指導命令等によって目的施設の使用が不可能になったとき 六 やむをえない事情により、事業者が目的施設を閉鎖又は縮小せざるをえないとき (入居者からの解約 (入居契約書第 29 条)) 入居者は、事業者に対して、少なくとも 30 日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。尚、30 日分の管理費及び家賃相当額を前払いすることにより、解約日前の退去を認めるものとします。 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して 30 日目をもって本契約は解約されたものとします。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下身体的拘束と言います。) を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と利用者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。 (1) 身体拘束廃止委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。 (2) 身体拘束廃止委員会において、身体拘束を行わない方法を十分に検討した上で、利用者個々の心身の状況を勘案し、なお状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を議事録に残し、身体的拘束の手続きを行います。 (3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるように努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」(以下、説明書と言います。) に記載します。また、利用者および身元引受人より説明書に署名または記名押印をいただきます。 (4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1 ヶ月に 1 回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、直ちに解除します。 (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、かつ介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に 2 回以上実施します。	
高齢者虐待防止の推進	事業所は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。 (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。 (2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。 (3) 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施します。 (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	(事業者からの契約解約 (入居契約書第 28 条)) 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、本条第 2 項及び第 3 項に規定した条件の下に、本契約を解約することがあります。 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段によ

		り入居したとき 二 月額費用その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞したときなど、事業者とお客様の信頼関係を著しく害するものであると判断したとき 三 第 21 条の規定に違反したとき 四 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又はその危害の切迫した恐れがあり、あるいは恒常的な暴言、暴行があり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 五 第 37 条の定めによる事業者から入居者に対する、新たな身元引受人を定める請求について、入居者が、それに応じられないとき 六 入居者のかかりつけの医師が一定の観察期間を設けたのち、入居者が伝染性疾患等により、他の入居者等の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入院加療の必要性があると判断したとき（ただし、完治後も継続入居を希望する場合には、管理費及び家賃相当額を支払うことにより、居室を確保することは可能とする） 七 入居者又はその御家族等が、事業者又はその従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの行為を行ったとき 2 前項の規定に基づく契約の解約の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。 一 契約解約の通告について 90 日の予告期間をおく 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける 三 解約通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 3 本条第 1 項第四号によって契約を解約する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の各号に掲げる手続きを行います。 一 医師の意見を聴く 二 一定の観察期間をおく 4 本条第 1 項第六号によって契約を解約する場合には、上記第 2 項及び 3 項の条件は適用されず、直ちに契約を解約できるものとします。
	解約予告期間	90 日
入居者からの解約予告期間		30 日
体験入居の内容	1 あり （内容：空き部屋がある場合に限り、6 泊までとする。 1 泊 9,900 円（税込）の実費が必要となる。） 2 なし	
入居定員	43 名	
その他		

5. 職員体制

(2024年9月1日現在)

	職員数（実人数）			常勤換算人数
	合計			
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.4
生活相談員	3	2	1	1.0
直接処遇職員	24	4	20	17.5
介護職員	20	3	17	14.2
看護職員	4	1	3	3.3
機能訓練指導員	3	1	2	0.2
計画作成担当者			1	0.2
栄養士				外部業者委託
調理員				外部業者委託
事務員				
その他職員	2		2	2.0
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※ 2				40 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	12	3	9
実務者研修の修了者	2		2
初任者研修の修了者	9	1	8
介護支援専門員	1		1

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師及び准看護師	4	1	3
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（16時30分～9時30分）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員		
介護職員	2以上	1以上

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	契約上の職員配置比率 ※ 【表示事項】	a 1. 5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2. 5 : 1 以上 ☐ d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.62 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

（職員の状況）

管理者	他の職務との兼務		☐ 1 あり 2 なし							
	業務に係る資格等	☐ 1 あり								
		資格等の名称	介護福祉士							
		☐ 2 なし								
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満		1		9					
	1年以上 3年未満	1			6	1	1	1		1
	3年以上 5年未満		2	1	2					
	5年以上 10年未満			2	2	1				
	10年以上									
従業者の健康診断の実施状況					☐ 1 あり 2 なし					

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		☐ 1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】		1 全額前払い方式	
		2 一部前払い・一部月払い方式	
		☐ 3 月払い方式 4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	
		1 全額前払い方式	2 一部前払い・一部月払い方式
		3 月払い方式	
年齢に応じた金額設定		1 あり ☐ 2 なし	
要介護状態に応じた金額設定		1 あり ☐ 2 なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い		☐ 1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が ____ 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金 の改定	条件	消費者物価指数や人件費等を勘案し改定。	
	手続き	運営懇談会を開催するなどして説明を行うとともに、事前に書面にて通知する。	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度		要介護度 1	要介護度 5
	年齢		83 歳	87 歳
居室の状況	床面積		18.11 m ²	18.11 m ²
	便所		☐ 1 有 2 無	☐ 1 有 2 無
	浴室		1 有 ☐ 2 無	1 有 ☐ 2 無
	台所		1 有 ☐ 2 無	1 有 ☐ 2 無
入居時点で必要な 費用	前払金		0 円	0 円
	敷金（非課税）		320,000 円	320,000 円
月額費用の合計（税込）			248,720 円	258,462 円
家賃（非課税）			80,000 円	80,000 円
サービス費用 ※	介護保険外	特定施設入居者生活介護※1 の費用	19,720 円	29,462 円
		食費（税込）	63,000 円	63,000 円
		管理費（水道光熱費含む、非課税）	86,000 円	86,000 円
		その他のサービス利用料	0 円	0 円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

（利用料金の算定根拠）

項目	算定根拠
家賃	土地建物賃借代、設備費用を基礎とした金額。
敷金	家賃の <u>4</u> ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担費用は含まない
管理費	施設維持（居室以外の清掃・各設備点検整備・エレベーター保守点検・水道光熱費・その他日常生活費・修繕等）。
食費	1 日分 2,100 円（朝食 604 円 昼食 748 円 夕食 748 円 税込）。 1 日 3 食で 30 日の場合で算出しております。欠食の届出は 3 日前までとし、1 食ごと（税込）の食費を減額、精算するものとします。
利用者の個別的選択によるサービス利用料	別添 2 「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」に記載の通り
その他のサービス利用料	介護用品費、嗜好品費、消耗品費、医療費等は別途実費負担。

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護保険負担割合証に記載の負担割合による
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7 入居者の状況

(2024年9月1日現在)

性別	男性	10 人
	女性	22 人
年齢別	65 歳未満	0 人
	65 歳以上 75 歳未満	2 人
	75 歳以上 85 歳未満	6 人
	85 歳以上	25 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	1 人
	要支援 2	2 人
	要介護 1	7 人
	要介護 2	5 人
	要介護 3	7 人
	要介護 4	8 人
	要介護 5	2 人
入居期間別	6 か月未満	1 人
	6 か月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	20 人
	5 年以上 10 年未満	7 人
	10 年以上 15 年未満	1 人
	15 年以上	0 人

(入居者の属性)

平均年齢	87.6 歳
入居者数の合計	32 人
入居率※	74.4%

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	3 人
	医療機関	3 人
	死亡者	6 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	2 人
		(解約事由の例) 経済的な理由、入院継続等

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※4 カ所以上の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		アミカの郷北浦和
電話番号		048-810-5110
対応している時間	平日	24 時間対応
	土曜日	24 時間対応
	日曜・祝日	24 時間対応
定休日		なし

窓口の名称		お客様相談室
電話番号		0120-294-774、048-631-3690
対応している時間	平日	8 : 30 ～ 17 : 30
	土曜日	-
	日曜・祝日	-
定休日		土・日・祝日・年末年始

窓口の名称		さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課
電話番号		048-829-1265
対応している時間	平日	8 : 30 ～ 17 : 15
	土曜日	-
	日曜・祝日	-
定休日		土・日・祝日・年末年始
窓口の名称		さいたま市緑区 高齢介護課
電話番号		048-712-1177
対応している時間	平日	8 : 30 ～ 17 : 15
	土曜日	-
	日曜・祝日	-
定休日		土・日・祝日・年末年始
窓口の名称		埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係
電話番号		048-824-2568
対応している時間	平日	8 : 30 ～ 17 : 00
	土曜日	-
	日曜・祝日	-
定休日		土・日・祝日・年末年始

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	1 ☒ あり	（その内容）介護賠償責任保険に加入 （損害保険ジャパン株式会社）
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき 事故が発生したときの対応	1 ☒ あり	（その内容）サービス提供上の事故により入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償される。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 ☒ あり 2 なし	

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱 等利用者の意見等を把握する 取組の状況	1 ☒ あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 ☒ なし
第三者による評価の実施状況	2 なし		
	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 ☒ なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 ☒ 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 ☒ 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 ☒ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 ☒ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 ☒ 公開していない

10. その他

運営懇談会	☐ 1 あり	(開催頻度) 年 <u> 1 </u> 回
	☐ 2 なし	
	☐ 1 代替措置あり	(内容)
	☐ 2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	☐ 1 あり (提携ホーム名 : _____) ☒ 2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	☐ 1 あり ☐ 2 なし ☒ 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	☐ 1 あり ☐ 2 なし	
有料老人ホーム設置運営指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	☐ 1 あり ☒ 2 なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	☐ 1 適合している (代替措置) ☐ 2 適合している (将来の改善計画) ☐ 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

添付書類：

別添 1 (別に実施する介護サービス一覧表)

別添 2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

別添 3 (基本料金)

別添 4 (加算算定要件)

別添 5 (重度化対応及び看取りに関する指針)

本書は2通を作成し、入居者、事業者が署名又は記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

事業者

入居者に対して本書を交付し、契約書及び本書に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者名	A L S O K介護株式会社
住所	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目 795 番地

事業所

事業所名	アミカの郷北浦和
住所	埼玉県さいたま市緑区三室 1624-1
説明者	⑩

お客様

私は、本書の交付を受け、契約書及び本書により、事業者からサービス等についての重要事項の説明を受け同意しました。

同意日 年 月 日

住所	
氏名	⑩

身元引受人

お客様との関係	
住所	
連絡先	
氏名	⑩